

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	2,584,580	525,221	148,419	5.7	8.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費77,235,724円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
30年度	27	113,441	32,624	51,527	197,592	7,318	※

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
狭山市	43.1 歳	350,126 円	524,712 円
団体平均	※ 歳	※ 円	※ 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

狭山市(企業職 上下水道部)		狭山市(企業以外の職員)	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,909 千円		1,686 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分	2.6 月分	1.85 月分
(1.45)月分	(0.9)月分	(1.45)月分	(0.9)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

狭山市(企業職・水道事業)			狭山市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 (退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	552 千円	24,977 千円	1人当たり平均支給額	2,449 千円	21764 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		14,649 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		542,548 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
狭山市	12 %	27 人	12 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		0.0 %
手当の種類(手当数)		3
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	水道料金滞納者の現地において、水道料金の徴収業務に従事した職員	日額200円
	水道料金滞納者の現地において、給水停止作業に従事した職員	日額300円
災害出動手当	初動体制中、災害が発生、又は発生するおそれのある現地において災害対策業務に従事した職員	日額300円
	警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務に従事した職員	日額1,000円
	初動体制中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額300円
	警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額500円
災害応急対策等派遣手当	国または他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事した職員	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	5,258 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	276,752 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	①配偶者 8,500円 ②子 9,000円 (配偶者がいない場合の子一人目 10,000円) ③配偶者と子以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 7,000円) ④満16歳から22歳までの子1人 につき 5,000円 加算	同じ	-	4,337 千円	271,031 円
住居手当	①借家・借間 ⇒ 家賃額に応じて27,000円を限度として支給 ②持ち家 ⇒1,500円(令和元年度は 0円になり、国制度と同様となる)	同じ	-	2,428 千円	121,400 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者⇒運賃 額に応じて支給(ただし、鉄道利用者 については6ヵ月定期券の額に基づ いて一括支給) ②交通用具(自家用車)利用者⇒通 勤距離に応じて支給	同じ	-	1,600 千円	66,669 円
管理職手当	①8級 ⇒ 72,000円 ②7級 ⇒ 61,000円 ③6級 ⇒ 52,000円 ④5級 ⇒ 39,000円	同じ	-	4,296 千円	537,000 円

8 公営企業職員の状況

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 2,954,560	千円 279,444	千円 90,243	% 3.05	% 6.31

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費106,836,244円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
30年度	人 24	千円 91,841	千円 23,277	千円 41,050	千円 156,168	千円 6,507	千円 ※

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
狭 山 市	43.8 歳	332,757 円	486,214 円
団 体 平 均	※ 歳	※ 円	※ 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

狭山市(企業職 上下水道部)		狭山市(企業以外の職員)	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,785 千円		1,686 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分	2.6 月分	1.85 月分
(1.45)月分	(0.9)月分	(1.45)月分	(0.9)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

狭山市(企業職・下水道事業)			狭山市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	0 千円	19,503 千円	1人当たり平均支給額	2,449 千円	21,764 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		11,778 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		512,164 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
狭山市	12 %	24 人	12 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	0.0 %	
手当の種類(手当数)	3	
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	水道料金滞納者の現地において、水道料金の徴収業務に従事した職員	日額200円
	水道料金滞納者の現地において、給水停止作業に従事した職員	日額300円
災害出動手当	初動体制の中、災害が発生、又は発生するおそれのある現地において災害対策業務に従事した職員	日額300円
	警戒体制又は非常態勢の中、災害対策業務に従事した職員	日額1,000円
	初動体制の中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額300円
	警戒体制又は非常態勢の中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額500円
災害応急対策等派遣手当	国または他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事した職員	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,920 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	101,036 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	①配偶者 8,500円 ②子 9,000円 (配偶者がいない場合の子一人目 10,000円) ③配偶者と子以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 7,000円) ④満16歳から22歳までの子1人 につき 5,000円 加算	同じ	-	3,564 千円	297,000 円
住居手当	①借家・借間 ⇒ 家賃額に応じて27,000円を限度として支給 ②持ち家 ⇒1,500円(令和元年度は 0円になり、国制度と同様となる)	同じ	-	1,900 千円	118,725 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者⇒運賃 額に応じて支給(ただし、鉄道利用者 については6ヵ月定期券の額に基づ いて一括支給) ②交通用具(自家用車)利用者⇒通 勤距離に応じて支給	同じ	-	1,333 千円	88,889 円
管理職手当	①8級 ⇒ 72,000円 ②7級 ⇒ 61,000円 ③6級 ⇒ 52,000円 ④5級 ⇒ 39,000円	同じ	-	2,760 千円	552,000 円